## 「小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 (原案の概要)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	1人
2 意見等の件数	1 件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	0 件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	年齢引き下げが実生活における子供の精神的発育にどのように影響するのか、考える必要があるように感じます。特に地域性は重要な検討事項に思います。 東京の子供と小樽の子供では質的に大きく異なるように見えますし、地域の文化・風習も大切にした方が良いように思います。	混浴年齢につきましては、子どもや親や一般の入浴者すべてが安心して入浴できるよう、全国的に年齢引き下げが行われているところであり、小樽市もそれに倣う形で引き下げを行ったものです。そのため、素案のとおりといたします。
2		
3		
4		
5		
6		
7		

No.	意見等の概要	市の考え方等
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

<sup>\*</sup> 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

<sup>\*</sup> 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。